

# 姫路港港湾計画書

—改訂—

令和元年 7 月

姫路港港湾管理者  
兵庫 庫 県



本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成5年10月 兵庫県港湾審議会
- ・平成5年11月 港湾審議会第147回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成12年4月 兵庫県港湾審議会
- ・平成13年10月 兵庫県港湾審議会
- ・平成14年3月 兵庫県港湾審議会
- ・平成15年12月 兵庫県港湾審議会
- ・平成18年11月 兵庫県港湾審議会
- ・平成22年10月 兵庫県港湾審議会
- ・平成27年11月 兵庫県港湾審議会

の議を経、姫路港の港湾計画を改訂するものである。



# 目 次

I	港湾計画の方針.....	1
II	港湾の能力.....	5
III	港湾施設の規模及び配置.....	6
1	公共埠頭計画 .....	6
2	公共埠頭計画及び旅客船埠頭計画 .....	10
3	フェリー埠頭計画 .....	11
4	旅客船埠頭計画 .....	12
5	危険物取扱施設計画 .....	13
6	専用埠頭計画 .....	14
7	水域施設計画 .....	15
8	外郭施設計画 .....	18
9	小型船だまり計画 .....	20
10	マリーナ計画 .....	21
11	臨港交通施設計画 .....	22

IV	港湾の環境の整備及び保全.....	24
1	自然的環境を整備又は保全する区域 .....	24
2	廃棄物処理計画 .....	25
3	港湾環境整備施設計画 .....	28
V	土地造成及び土地利用計画.....	30
1	土地造成計画 .....	30
2	土地利用計画 .....	31
3	海浜計画 .....	32
VI	港湾の効率的な運営に関する事項.....	33
VII	その他重要事項.....	34
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設 .....	34
2	港湾施設の利用 .....	35
3	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項.....	36

## I 港湾計画の方針

### (1) 姫路港の沿革・要請

姫路港は瀬戸内海の東部、播磨灘のほぼ中央に位置し、古くから播磨地域における物流・人流の拠点として栄えた。

昭和 26 年に重要港湾に指定され、その後、播磨地区が工業整備特別地域に指定されたのに伴い、その中核をなす港湾として、諸機能の整備充実が着実に進められ、昭和 42 年には特定重要港湾に、平成 23 年には国際拠点港湾に指定され、鉄鋼や化学産業等の製造業、電気・ガス等のエネルギー産業が集積する工業港として、地域経済の発展に重要な役割を果たしている。

平成 29 年における本港の取扱貨物量は化学工業品、金属機械工業品、鉱産品を中心に外貿 2,118 万トン、内貿 1,340 万トン、合計 3,458 万トンとなっている。

本港を取り巻く情勢は大きく変化しており、バルク貨物船の大型化や製造業の国内回帰が進展している。また、少子高齢化や東京への一極集中等に対し、地域の活力を維持する地域創生の推進が求められている。

このため、背後の播磨工業地帯を支える港としての物流機能の強化や産業の活性化、雇用創出に資する工場や物流施設の立地促進等を図る必要がある。

また、海上交通の玄関口として家島諸島と小豆島への定期船が就航する飾磨・須加地区については、インバウンドやクルーズ需要の

増加等に対応し、交流人口の更なる拡大とにぎわいの創出が求められている。

さらに、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正に伴い、生物の多様性及び生産性が確保された「豊かな海」の創出が求められており、現存する貴重な自然海岸の保全や、埋立等により消失した干潟・浅場・藻場の再生を促進していく必要がある。

## (2) 港湾計画の方針

姫路港がこれからも地域を牽引する港としての役割を果たしていくため、「物流・産業」「交流・生活」「自然・環境」「安全・安心」の4つの機能が融合した活気ある港の実現を目指し、令和10年代半ばを目標年次として以下の方針を定め、港湾計画を改訂する。

### ○ (物流・産業) 播磨の産業を支える物流・生産拠点

#### としての港づくり

播磨工業地帯の産業活動を支える、貨物需要に対応した物流機能の強化や、産業用地としての機能を向上させるためのインフラ整備を図り、利用者から選ばれる使いやすい港を目指す。

また、地域経済の活性化と港湾の利用促進のため、時代の要請に柔軟に対応できる開発空間を確保する。

### ○ (交流・生活) 豊富な観光資源を活用し、交流促進を

#### 支える港づくり

姫路港と周辺の観光資源との連携やクルーズ船の受入環境の



充実、定期旅客船利用者の利便性向上を図り、交流人口の拡大に資する海のエントランス整備を進める。

○（自然・環境）環境の改善・自然環境の創出に資する港づくり

人と自然との共生を図り、豊かな環境を健全な状態で将来世代に継承していくため、自然海岸の保全や干潟・藻場・浅場の造成による自然環境の創出を図る。

○（安全・安心）安全なくらし・産業を守る港づくり

大規模地震発生時における緊急物資輸送等に対応するため、耐震強化岸壁を拠点とする輸送体制を構築する。また、南海トラフ地震により甚大な被害が予想される大阪湾のバックアップ機能の確保を目指す。

（3）港湾空間のゾーニング

以上の方針のもと、「物流・産業」「交流・生活」「自然・環境」「安全・安心」の多様な機能を配置し、効率性、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

<物流関連ゾーン>

○広畑地区、須加地区、中島地区は外内貿バルク貨物の取扱拠点として貨物需要に対応した物流機能の強化を図るエリアとする。

○広畑地区、浜田地区等の一部は、コンテナ貨物の神戸港との国際フィーダー輸送を促進するエリアとする。

#### <エネルギー関連ゾーン>

- 妻鹿地区、妻鹿日田地区は、関西の電力・ガスの供給拠点として今後もその機能を維持していくエリアとする。

#### <生産ゾーン>

- 妻鹿日田地区以西の産業活動が行われている箇所は、地域の活力源として今後もその機能を維持していくエリアとする。
- 網干沖地区、浜田地区等は海面埋立を行い、産業用地を確保していくエリアとする。

#### <交流拠点ゾーン>

- 飾磨地区、須加地区の一部は海の玄関口としてふさわしい、景観の創出とふ頭用地の適正利用により利便性向上と快適な空間の形成を図るエリアとする。
- 網干地区の一部は、親水空間としてにぎわい空間を創出していくエリアとする。

#### <環境保全ゾーン>

- 大塩～白浜地区は積極的に自然環境の維持・創出を推進するエリアとする。

## Ⅱ 港湾の能力

目標年次(令和10年代半ば)における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

取 扱 貨 物 量	外 貿	2,495万トン
	内 貿 (うちフェリー)	1,398万トン (78万トン)
	合 計	3,893万トン
船 舶 乗 降 旅 客 数 等		60万人

### Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

#### 1 公共埠頭計画

##### 1-1 浜田地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深 10 m	岸壁 1 バース	延長 185 m	(既設)	
				西部岸壁南
水深 7.5 m	岸壁 1 バース	延長 130 m	(既設)	
				西部岸壁北

埠頭用地 9 ha (うち 2 ha 既設)

(荷さばき施設用地及び保管施設用地)

需要の変化に伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

埠頭用地 1 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

## 1-2 網干沖地区

需要の変化に伴い、以下の既定計画を削除する。

### 既定計画

水深 1.2 m 岸壁 2 バース 延長 480 m

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 260 m

水深 5.5 m 岸壁 3 バース 延長 300 m

埠頭用地 28 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

## 1-3 広畑地区

非金属鉱物等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 1.4 m 岸壁 2 バース 延長 520 m (うち 280 m 既設)

[既定計画の変更計画] 広畑 2, 3 号

埠頭用地 12 ha (うち 6 ha 既設)

(荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既定計画]

### 既定計画

水深 1.4 m 岸壁 2 バース 延長 560 m

(うち 280 m 既設) 広畑 2, 3 号

埠頭用地 12 ha (うち 6 ha 既設)

#### 1-4 須加地区

雑工業品等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 3.5 m 物揚場 延長 182 m

[既設の変更計画] 飾磨 1, 2 号

既設  
水深 3.5 m 物揚場 延長 210 m 飾磨 1, 2 号

なお、需要の変化に伴い、次の既設の施設を廃止する。

既設  
水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 80 m 飾磨 1 号  
水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 135 m 飾磨 2 号

1-5 中島地区

金属くず等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 1.2 m 岸壁 2 バース 延長 480 m

(既設) 中島 3, 4 号

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 260 m

(既設) 中島 1, 2 号

埠頭用地 16 ha (うち 13 ha 既設)

(荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

既設

水深 1.2 m 岸壁 2 バース 延長 480 m 中島 3, 4 号

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 260 m 中島 1, 2 号

埠頭用地 13 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

## 2 公共埠頭計画及び旅客船埠頭計画

### 2-1 須加地区

金属機械工業品や化学工業品等の外内貿貨物を取り扱うとともに、クルーズ需要の増大に対応するため、公共埠頭計画及び旅客船埠頭計画を次のとおり計画する。

水深 10 m 岸壁 2 バース 延長 340 m (既設)

[既設の変更計画] 飾磨 3, 4 号

埠頭用地 2 ha

(荷さばき施設用地及び保管施設用地、旅客施設用地)

[既設の変更計画]

既設

水深 10 m 岸壁 2 バース 延長 340 m 飾磨 3, 4 号

埠頭用地 2 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)



### 3 フェリー埠頭計画

#### 3-1 須加地区

離島フェリー輸送の需要に対処するため、フェリー埠頭を次のとおり計画する。

水深4.5m 岸壁1バース 延長85m [新規計画]

なお、これに伴い、以下の施設を撤去する。

〔 既設  
水深4m 岸壁1バース 延長78m (専用) 〕

## 4 旅客船埠頭計画

### 4-1 須加地区

小型旅客船の需要に対処するため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

小型栈橋 3基 [既設の変更計画]

〔 既設  
小型栈橋 2基 〕

## 5 危険物取扱施設計画

### 5-1 広畑地区

立地企業の要請に基づき、以下の既定計画を削除する。

既定計画  
水深 5.5 m ドルフィン 2 バース (専用)

### 5-2 妻鹿日田地区

立地企業の要請に基づき、以下の既定計画を削除する。

既定計画  
水深 8 m ドルフィン 1 バース (専用)  
水深 7.5 m ドルフィン 2 バース (専用)  
水深 5.5 m ドルフィン 1 バース (専用)  
水深 4.5 m ドルフィン 1 バース (専用)

## 6 専用埠頭計画

### 6-1 網干地区

既定計画どおりとする。

既定計画
水深 5.5 m      岸壁 1 バース      延長 110 m

### 6-2 広畑地区

既定計画どおりとする。

既定計画
水深 7.5 m      岸壁 1 バース      延長 300 m

### 6-3 中島地区

既定計画どおりとする。

既定計画
水深 9 m      岸壁 1 バース      延長 200 m

## 7 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

### 7-1 航路

既定計画どおりとする。

既定計画  
広畑航路 水深 17 m 幅員 400 m (うち 350 m 既設)

公共埠頭計画の見直しに伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画  
網干航路 水深 12 m 幅員 300 m

## 7-2 泊地

広畑地区

水深 1.4 m 面積 1 h a

[既定計画の変更計画]

既定計画  
水深 1.4 m 面積 1 h a

公共埠頭計画の見直しに伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画  
網干沖地区  
水深 1.2 m 面積 3 h a  
水深 7.5 m 面積 1 h a  
水深 5.5 m 面積 2 h a

### 7-3 航路・泊地

#### 広畑地区

水深14m 面積59ha (工事中) [既設の変更計画]

水深9.5m [既設の変更計画]

#### 既設

水深14m 面積60ha

既定計画どおりとする。

#### 既定計画

##### 広畑地区

水深17m 面積13ha

##### 中島地区

水深9m 面積3ha

公共埠頭計画の見直しに伴い、以下の既定計画を削除する。

#### 既定計画

##### 浜田地区

水深7.5m 面積3ha

##### 網干沖地区

水深12m 面積23ha

水深7.5m 面積1ha

## 8 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るとともに、航路、泊地等の埋没を防止するため、外郭施設を次のとおり計画する。

### 8-1 防波堤

飾磨地区 防波堤 延長 200 m [新規計画]

的形地区 防波堤 延長 266 m (既設) [新規計画]

既定計画どおりとする。

既定計画

浜田地区 西防波堤 延長 250 m

公共埠頭計画の見直しに伴い、以下の施設を廃止する。

既設

網干沖地区 防波堤 延長 482 m

公共埠頭計画の見直しに伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

吉美西防波堤 延長 300 m

吉美東防波堤 延長 500 m



## 8-2 防砂堤

既定計画どおりとする。

既定計画

妻鹿日田地区 防砂堤 延長 6 0 0 m

マリーナ計画の削除に伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

的形地区 防砂堤 延長 1 2 0 m

## 9 小型船だまり計画

既定計画どおりとする。

### 既定計画

#### 網干地区

航路 水深 2 m 幅員 70 m

物揚場 水深 2 m 延長 190 m (既設)

ふ頭用地 1 ha (既設)

#### 福泊地区

物揚場 水深 2 m 延長 88 m (うち 44 m 既設)

船揚場 延長 15 m

埠頭用地 0.3 ha (うち 0.1 ha 既設)]

## 10 マリーナ計画

### 10-1 的形地区

海洋性レクリエーションの需要の変化に伴い、以下の既定計画を削除する。

#### 既定計画

泊地 水深3m 面積6ha

防波堤 延長790m

小型栈橋 5基

物揚場 水深3m 延長150m

船揚場 延長30m

レクリエーション施設用地 面積24ha

緑地 面積3ha

## 11 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

### 11-1 道路

臨港道路広畑線 [既設の変更計画]

起点 広畑地区 公共埠頭

終点 市道広畑60号線 2～4車線

既設

臨港道路広畑線

起点 広畑地区 公共埠頭

終点 市道広畑60号線 2車線

既定計画どおりとする。

既定計画

臨港道路網干沖南 1 号線

起点 網干沖地区緑地

終点 臨港道路網干沖線 2 車線

臨港道路網干沖南 2 号線

起点 網干沖地区緑地

終点 臨港道路網干沖南 1 号線 2 車線

臨港道路網干沖線

起点 臨港道路網干線

終点 臨港道路広畑線 2～4 車線

臨港道路吉美線

起点 臨港道路広畑線

終点 市道幹 3 7 号線 2 車線

臨港道路福泊港線

起点 福泊船だまり

終点 市道的形 3 2 号線 1 車線

マリーナ計画の変更に伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

臨港道路的形マリーナ線

起点 的形マリーナ

終点 都市計画道路海岸線 2 車線

## IV 港湾の環境の整備及び保全

### 1 自然的環境を整備又は保全する区域

#### (1) 自然的環境を保全する区域

福泊地区の自然海岸及び自然海浜、並びに的形地区の自然海浜において、人と自然が共生する良好な港湾環境の形成を図るため、「自然的環境を保全する区域」を次のとおり計画する。

福泊地区、的形地区において「自然的環境を保全する区域」を定める。

## 2 廃棄物処理計画

本港において処理する廃棄物の種類及び量並びに処理施設用地について、以下のとおり計画する。

- (1) 港湾及びその周辺において発生の見込まれる浚渫土砂等合計 100万m<sup>3</sup>を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり海面処分・活用用地を計画する。

浜田地区 海面処分・活用用地 21ha

[既定計画の変更計画]

なお、廃棄物の処理の終了した用地については、埠頭用地 3ha、工業用地 18haとして土地利用を図る。

既定計画

海面処分用地 面積 18ha

(2) 港湾及びその周辺において発生の見込まれる浚渫土砂等合計  
176万m<sup>3</sup>を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次の  
とおり海面処分・活用用地を計画する。

網干沖地区 海面処分・活用用地 28ha

[既定計画]

なお、廃棄物の処理が終了した用地については、工業用地23  
ha、緑地2ha、交通機能用地3haとして土地利用を図る。

[既定計画の変更計画]

既定計画

廃棄物処理・活用用地 面積28ha

なお、廃棄物の処理が終了した用地については、港湾関連用  
地23ha、緑地2ha、交通機能用地3haとして土地利用  
を図る。



(3) 港湾及びその周辺において発生の見込まれる浚渫土砂等合計  
244万m<sup>3</sup>を処理するため、次のとおり海面処分用地を計画  
する。

網干沖地区 海面処分用地 34ha [既定計画の変更計画]

既定計画

廃棄物処理・活用用地 面積34ha

なお、廃棄物の処理が終了した用地については、埠頭用地2  
8ha、緑地5ha、交通機能用地1haとして土地利用を図  
る。

### 3 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

(1) 港と親しむ快適な水際空間を創出するための緑地を次のとおり計画する。

網干沖地区 緑地 19ha (うち17ha 工事中)

[既定計画の変更計画]

飾磨地区 緑地 1ha

[既定計画]

中島地区 緑地 7ha

(うち2ha 既設、4ha 工事中) [既設の変更計画]

既定計画

網干沖地区 緑地 24ha (うち17ha 工事中)

飾磨地区 緑地 1ha

既設

中島地区 緑地 7ha (うち4ha 工事中)

マリーナ計画の変更に伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

的形地区 緑地 3ha

(2) 生態系に配慮した干潟、藻場、浅場等の造成により、良好な環境を創造するため、海浜を次のとおり計画する。

浜田地区 海浜 1, 500 m [新規計画]

既定計画どおりとする。

既定計画  
大塩地区 海浜 1, 150 m

## V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画、土地利用計画及び海浜計画を次のとおり計画する。

### 1 土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	工業用地	交通機能用地	緑地	海面処分用地	合計
福 泊	(1) 1					(1) 1
広 畑	(6) 6	(28) 28				(34) 34
網 干		(1) 1				(1) 1
網干沖		(23) 23	(2) 2	(2) 2	(34) 34	(61) 61
浜 田	(3) 3	(18) 18				(21) 21
計	(9) 9	(69) 69	(2) 2	(2) 2	(34) 34	(116) 116

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

## 2 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	海面処分用地	合計
大塩	(1) 1		(67) 67			(1) 1			(68) 68
福泊	(1) 1	(1) 1	(1) 1			(1) 1			(2) 2
妻鹿日田				(186) 186	10		1		(186) 197
妻鹿				(71) 71			8		(71) 80
中島	(16) 16	(11) 11		(210) 210		(7) 9	(7) 7		(251) 252
飾磨		(7) 7	(3) 3	(46) 46		(3) 3	(2) 2		(61) 61
須加	(43) 43	(11) 11	(1) 1			(3) 3	(2) 2		(59) 59
入船	(11) 11	(4) 4		(67) 67		(1) 1			(83) 83
広畑	(15) 15			(622) 622		(8) 8	(1) 1		(646) 646
吉美	(2) 2			(86) 86		(2) 2			(90) 90
網干	(4) 4			(92) 92			(8) 8		(104) 104
網干沖	(2) 2			(34) 34	60	(8) 8	(22) 22	(34) 34	(100) 159
浜田	(9) 9	(16) 16		(111) 111		(3) 3			(139) 139
苧屋	(1) 1								(1) 1
計	(101) 101	(49) 49	(71) 71	(1,525) 1,525	70	(37) 37	(41) 50	(34) 34	(1,859) 1,937

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

### 3 海浜計画

単位：m

用途 地区名	海浜
浜田地区	(1, 500) 1, 500
大塩地区	(1, 150) 1, 150
合計	(2, 650) 2, 650

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する海浜計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

単位：m

用途 地区名	海浜
大塩地区	(1, 150) 1, 150
合計	(1, 150) 1, 150

## VI 港湾の効率的な運営に関する事項

[港湾の効率的な運営に関する事項]

浜田地区、網干沖地区、吉美地区、広畑地区、入船地区、飾磨地区、須加地区及び中島地区において、港湾利用やサービス向上を図るため、港湾利用者のニーズを十分に把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

## Ⅶ その他重要事項

- 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画されている施設及び既に計画されている施設のうち、本港が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

### 広畑地区

広畑航路 水深17m 幅員400m (うち既設350m)

[既定計画]

航路・泊地 水深17m 面積43ha (うち既設30ha)

[既定計画]

水深14m 面積59ha (工事中) [既定計画]

泊地 水深14m 面積3ha (うち既設1ha) [既定計画]

岸壁2バース 水深14m 延長520m (うち既設280m)

[既定計画の変更計画]

臨港道路広畑線 [既設の変更計画]

起点 広畑地区 公共埠頭

終点 市道広畑60号線 2～4車線

臨港道路網干沖線 [既定計画]

起点 臨港道路網干線

終点 臨港道路広畑線 2～4車線



## 2 港湾施設の利用

### (1) 物資補給等のための施設

貨物船、作業船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

#### 須加地区

水深 7.5 m 岸壁 3 バース 延長 390 m (物資補給岸壁)

[既設] 船場川 10～12号

### 3 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

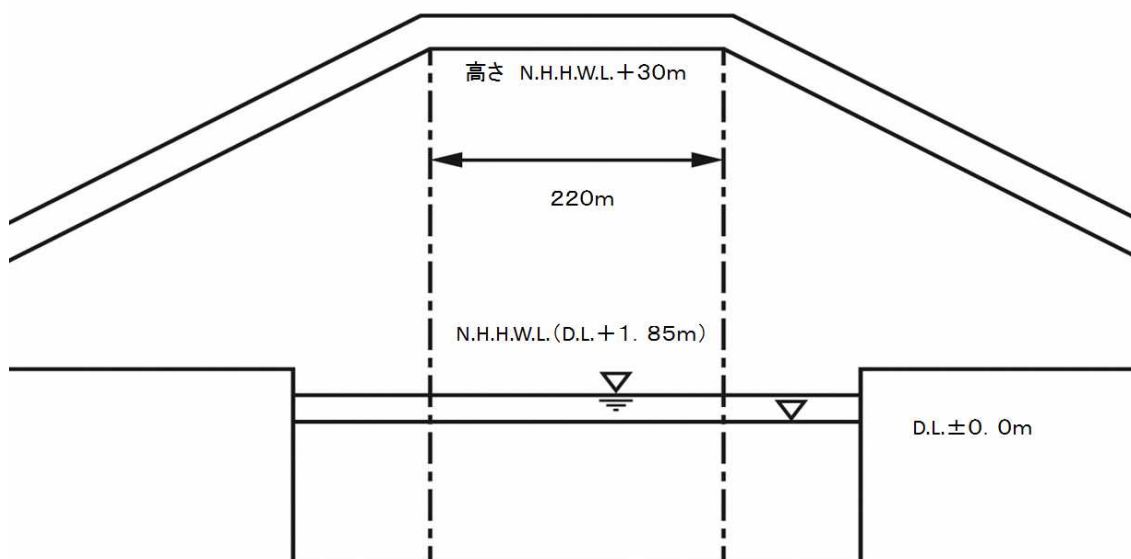
#### (1) 橋梁の桁下空間の確保

港湾を利用する船舶の航行上支障がないよう、橋梁の桁下空間を次のとおり計画する。

橋梁名 (仮称)	確保する桁下空間
吉美大橋 (臨港道路 網干沖線)	中央部 幅 220m 高さ N.H.H.W.L. + 30m

注) N.H.H.W.L. は略最高高潮面であり、D.L. + 1.85m とする。

吉美大橋 (仮称) 桁下空間略図



## (2) 放置等禁止区域の指定

姫路港において、港湾区域を安全かつ円滑に利用することができるよう、以下のとおり、放置等禁止区域が定められている。

### ・ 放置等禁止区域の範囲

元川、中川、揖保川、網干川、大津茂川、汐入川、夢前川、水尾川、船場川、野田川、八家川の河川水面並びに、的形地区公有水面の一部

## (3) 将来構想

網干沖地区の岸壁、航路、泊地については、将来の貨物需要に対応するため将来構想とし、今後、その具体化を検討する。

## (4) 廃棄物処理への対応

廃棄物の処分用地を確保するため、広畑地区の34haの土地造成において、浚渫土砂及び陸上残土289万m<sup>3</sup>の廃棄物の処理を計画する〔既定計画〕